



伊方町・瀬戸町合併協議会



合併協議会だより

第3号 平成14年12月22日発行

○発行：伊方町・瀬戸町合併協議会

○編集：伊方町・瀬戸町合併協議会事務局

○事務局：西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670

法定協議会で本格的協議へ!

～平成15年1月1日 任意から法定へ移行～



平成14年12月12日(木)第4回合併協議会が瀬戸町で開催されました。

平成14年9月6日の任意協議会設置以来、4回の合併協議会を開催し、この間に法定協議会に移行するための、諸準備を整えることができました。

さらに、合併協議項目22項目の内、14項目については協議会に提案され、各小委員会で具体的な協議に入っています。

このようなことから、当初の計画どおり、2町の議会の議決を経て、法定協議会を設置し、合併に関する本格的な協議を行うことを確認しました。

第三回協議会の報告

平成十四年
十一月二十五日開催

1、報告された事項

次の事項について内容等の報告がされました。

○合併重点支援地域の指定について

・伊方町・瀬戸町の首長及び議長により、平成十四年十月二十九日に「合併重点支援地域」の指定を受けるため、知事に要望しており、十一月十四日付で指定を受けたことが報告されました。

○専門部会活動報告について

・両町で実施している各種事務事業・制度等の比較検討を行い、一元化するための調整案等を協議する専門部会をスタートさせたことに伴い、これまでの経過、今後の活動計画について報告されました。

○各小委員会報告について
(別途記載)

2、協議された事項 (新規協議)

次の項目について各小委員会に付託・検討し、協議会で協議することが確認されました。

○地方税の取扱いについて
○使用料、手数料の取扱いについて

○特別職の身分の取扱いについて

○一般職員の身分の取扱いについて

3、その他

○法定合併協議会設置について

・平成十四年九月六日、任意の合併協議会を設置し、合併に伴う基本的事項について両町で確認がなされ、今後、新しいまちづくりのため、法定協議会を設置するスケジュール等について報告されました。

●法定協議会とは・・・

合併は、その地域住民に重大な影響を持つことから、当該合併がその地域住民の福祉の向上に資するかどうかを関係市町村間で公正かつ慎重に検討し、関係市町村の将来についての計画を作成したうえで、行われるべきものとの観点から、関係市町村の共同の機関として設置するものです。

今後、協議会で、各種の合併協定項目や新町建設計画の作成協議等が行われ、その結果を住民に示すことにより、合併の是非を判断する材料としていただきます。

第四回協議会の報告

平成十四年
十二月十二日開催

1、報告された事項

次の事項について内容等の報告がされました。

○各小委員会報告について
(別途記載)

○伊方町・瀬戸町合併協議会の解散について
・任意の合併協議会での成果が報告されました。

①合併協議会規約に基づき、小委員会、幹事会及び専門部会などの組織の整備・開催

②合併協議会会議の運営規程並びに申し合わせ事項等の確認

③合併協議項目の協議スケジュール及び協議方針の確認

④愛媛県の「合併重点支援地域」の指定

現在確認されている項目

一、合併の方式
新設(対等)合併

二、合併目標時期
平成十六年十月一日
(法定協で正式決定)

小委員会報告

◎行政組織小委員会

・第一回十一月十三日(水)
・第二回十二月十日(火)

《事務所の位置》

○事務所の位置については、住民サービスや機能・行政効率から、新庁舎を建設するのは適当ではないとの意見から現有庁舎のいずれかとする。

○事務所の方式については、住民サービスに急激な変化を与えないことや行政効率、利便性等に配慮して、本庁方式を基本とし、支所は総合支所方式として具体化に向けて、継続審議。

《特別職の身分の取扱い》

○法令で設置が定められている特別職及び助役、その他の特別職は原則設置するものとし、両町で同様な目的を持った委員会等の特別職については統合し、二町共に設置しているが目的等に違いのあるもの又は一町のみに設置している委員会の特別職は必要に応じて設置するという基本方針を確認し、今後、専門部会の調整・検討を受けて継続審議。

《機構及び組織の取扱い》

○事務執行に支障を来さないことや、住民の利便性を考慮して検討することとし、『行政組織及び機構の整備方針』を作成し、専門部会の調整方針を受けて継続審議。



第2回行政組織小委員会開催
平成14年12月10日(火)

◎住民小委員会

・第一回 十一月十三日(水)
・第二回 十二月六日(金)

《新町の名称》

○新町の名称については、新町名称候補集要領を作成し、「公募方式」で行うことに決定。

名称の応募に関し、現町名に関する文字等の制約はしないものとする。

ただし、現町名の取り扱いについては、委員間にかんがりの見解の相違があるため継続審議。

○公募の方法、候補の選定方法、作業スケジュール等、全体的な準備が整い次第、公募を開始することとして、継続審議。

《地方税の取扱い》

○両町間に相違のない地方税については、そのまま新町で課税する方向で調整を図ることを確認し、伊方町で実施している町民税と固定資産税の納期の特例は、納税者の納税環境を考慮し、引き続き適用すべきとの意見で集約され、今後、専門部会に詳細の資料提出を求め、調整を図ることとし、継続審議。

○国民健康保険税についても、審議ができるよう協議会に付託を求めることを確認。

《使用料・手数料の取扱い》

○手数料については、両町の手数料条例に定められている金額に差異のないものについては、そのまま新町に引き継ぐものとして今後調整を行うことを確認し、継続審議。

○使用料については、関係の専門部会から資料提出を受けて、調整作業を行うこととし、継続審議。

◎総務小委員会

・第一回 十一月十一日(月)
・第二回 十二月九日(月)

《財産の取扱い》

○両町で保有する基金のうち特定の目的のために積み立てられたもので、合併後もその使途が旧町の範囲に限って適用されるべきものがあり、その取り扱いが合併前の例によるものとしてほしいとの意見を受けて、現在、専門部会での洗い出し作業を行っている状況で、継続審議。

《町議会議員の任期及び定数の取扱い》

○今後、両町議会の意見を集約し、その意見を尊重して審議することを基本として継続審議。



《農業委員会委員の任期及び定数の取扱い》

○今後、両町農業委員会の意見を集約し、その意見を尊重して審議することを基本として継続審議。

《一般職員の身分の取扱い》

○一般職員の身分は、新町に引き継ぐこととし、定員、職階、給与等については公正に処理することを確認し、今後、専門部会の調整・検討結果を受けて継続審議。

《条例・規則の取扱い》

○二町で共通して制定されている内容に違いのない条例・規則については、現行の例により新町において制定するものとし、二町共に制定しているが内容に相違のあるもの及び一町のみで制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備する、という基本方針を確認し、最終協議の機会を設けて確認することとし、継続審議。



◎企画小委員会

・第一回 十一月十一日(月)
・第二回 十二月四日(水)

《新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成》

○住民アンケートは町民の共通の意識を施策に反映し、住民参加によるまちづくりが不可欠であるため、全世帯を対象に実施することに決定。内容は、選択方式ではなく、段階制で記載する方法で、町民に回答しやすい設問を幹事会等で案を作成することとし、継続審議。



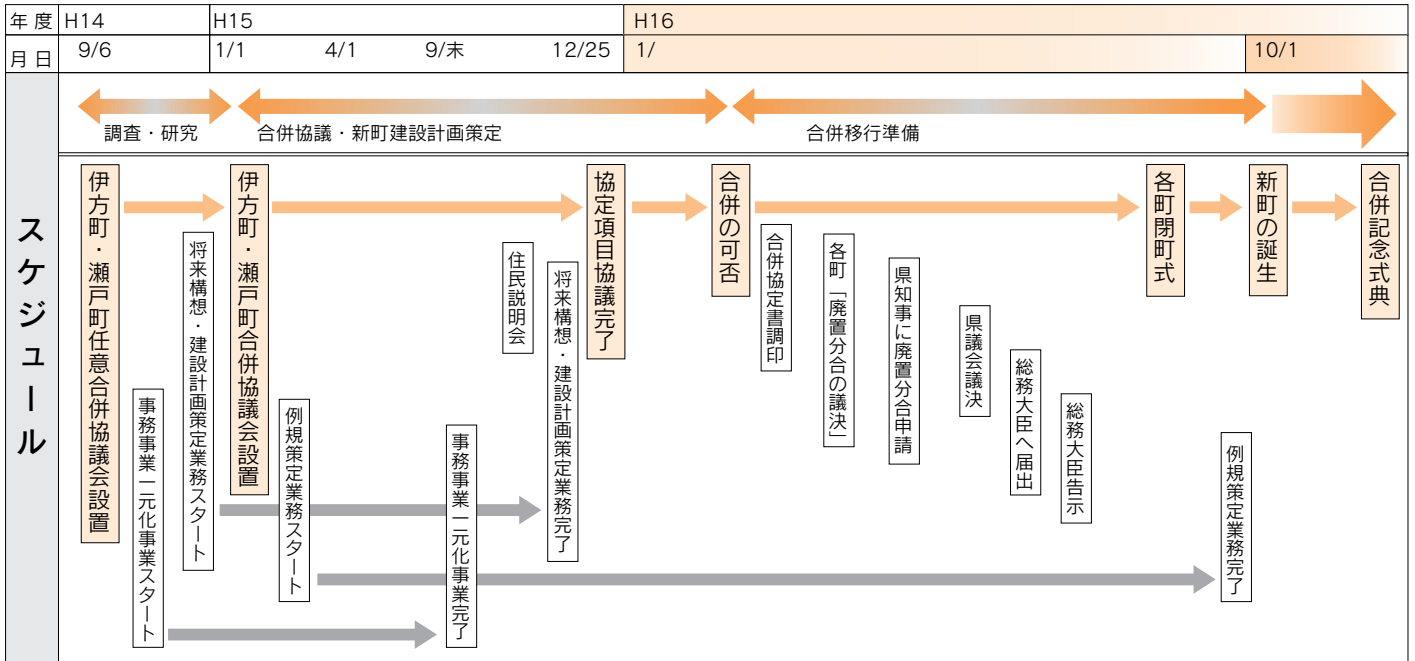
○基本視点は、瀬戸町が昨年、伊方町が一昨年に策定された二町の総合計画をベースにお互いの現状を把握・調査し、二町間の格差是正や新しい町で取り組むべき事業を検討する。

○策定スケジュールについては、合併目標期日から逆算すると十二月という短期間のため、概ねは事務局案を基に進めることで確認され、今後、委託業者の専門的な知識を活用し、幹事会等で案を作成することとし、継続審議。



第2回 企画小委員会開催
平成14年12月4日(水)

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 合併までのスケジュール ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



● 合併豆知識 ②

【行政組織及び機構の整備方針って何？】

新町の事務処理組織及び機構の設置は、新町の町長職務執行者が行うこととなりますが、その準備については、当該合併町間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新町の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当とされており、作成にあたっては

- ①新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。
- ②本庁組織は、地方自治法第158条第7項の規定に基づき、市町村の部課について条例で定めることになる。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町村の部課との組織との間に権衡を失しないようにする必要がある。
- ③支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域については、地方自治法第155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」と定められている。従来の町役場を支所又は出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要である。

(「合併協議会の運営の手引き」より抜粋)

『行政組織及び機構の整備方針』を作成しました！

- 合併後も住民サービスの低下を来さないように十分配慮した組織機構
- 住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- 住民の声を適正に反映することができる組織機構
- 簡素で効率的な組織機構
- 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構
- 緊急時に即応できる組織機構
- 現有庁舎を有効利用できる組織機構

※なお、合併後も常に見直しを行い、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする必要がある。

【合併協議会のご案内】

協議会は、公開を原則としており、傍聴することができます。なお、会場の都合等で傍聴を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【第1回 合併協議会】

日時 ■ 平成15年1月14日(火) 14時～
場所 ■ 伊方町役場 全員協議会室

※お気軽にお問い合わせ下さい。

●ご意見をお寄せ下さい●

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

* 伊方町・瀬戸町合併協議会事務局 *

Tel: (0894) 38-2670

Fax: (0894) 38-2669

※ 合併担当窓口

* 伊方町役場企画財政課 *

Tel: (0894) 38-0211(代)

Fax: (0894) 38-2669(代)

* 瀬戸町役場総務課 *

Tel: (0894) 52-0111(代)

Fax: (0894) 52-0570(代)